

平成26年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
鳥取市UJIターン若者就職奨励金	中山間地域振興課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
5,000	平成27年度					5,000

【事業の目的】

市内事業所の大規模事業再編により離職した多くの人材の県外流出や、県外大学等に進学した本市出身者がそのまま県外に就職定住するといった現状、並びに昨年より本市へ進出する企業が相次いでいる現状を踏まえ、それらの流出した人材の市内定住並びに進出企業や市内の既存企業への人材確保は喫緊の課題となっている。県外在住者が市内企業への就職のため本市に移住定住した際に奨励金を交付することにより、市内企業が求める人材の確保を図るとともに、本市への移住定住人口の増加を強力に推進する。

【事業の内容】

下記の条件をすべて満たす対象者に対し、10万円の奨励金を交付する。また、配偶者又はその他扶養親族とともに転入した対象者については、それぞれ5万円を加算する。ただし、同一の世帯に交付する額は、20万円を上限とする。

○県外に1年以上居住していた者（県外の大学に在学していた者を含む）。又は県外から本市に転入して6月を経過していない者。

○本制度の開始後に本市に転入し、本市に登録した企業に雇用された者（ただし雇用期間は1年以上とする）。

または、本制度の開始後に本市に転入し、本市において起業した者

○上記企業に採用されてから6ヶ月、本市に定住し、かつ継続して雇用された者

または起業後6カ月、本市に定住し、かつ継続して事業を営んだ者

○採用時、または、起業時の年齢が満40歳未満の者

○就職奨励金交付申請日より5年以上、本市から転出しない意思を示した者

※実際の奨励金交付は就職・定住が6ヶ月間継続した後となる。

※「本市に登録した企業」については下記の条件をすべて満たす企業とする。

○本市内に本店若しくは支店を有する企業

○平成24～26年度までの間に、雇用者を県外から求める企業

○採用に意欲のある企業で、市がマッチングを行う上で各種情報提供に協力する企業

○上記条件を満たし、申請に基づいて市に登録企業として認定した企業

本制度は平成25年4月より交付を開始し、25年度においては81人を見込む。そのうち20人は配偶者及び扶養親族とともに転入することを見込む。26年度においては、80人を見込む。そのうち20人は配偶者及び扶養親族とともに転入することを見込む。

H25年度上期就職（H25年度交付）20万円*18世帯+15万円*2世帯+10万円*61人
=10,000千円

H25年度下期就職（H26年度交付）20万円*10世帯+10万円*30人=5,000千円

H26年度上期就職（H26年度交付）20万円*10世帯+10万円*30人=5,000千円

H26年度下期就職（H27年度交付）20万円*10世帯+10万円*30人=5,000千円

【これまでの関連する取組み】

平成24年7月6日「企業が求める人材確保推進プロジェクト」開始

平成24年12月1日 首都圏・関西圏移住定住相談員2名配置（東京・大阪）

【今後の取組み】

登録企業の募集、情報発信